4月定例教育委員会会議 議事録

令和4年4月20日 午後3時30分開会 さんくす3番館5階第1会議室

出 席 委 員
西 川 俊 孝 教 育 長
安達友基子教育長職務代理者
和 田 光 代 委 員

谷 池 雅 子 委 員 福田知弘委員(オンライン出席)

出 席 説 明 員

山下栄治学校教育部長 道場久明地域教育部長 角田睦学校教育部次長学校教育室長兼務 平野和男学校教育部総括参事 小西正晃保健給食室長 大川雅博青少年室長 西口崇保健給食室参事 荒木大輔学校教育室参事 曽谷俊弘まなびの支援課長 大 江 慶 博 教 育 監 落俊哉学校教育部次長教育総務室長兼務 堀哲郎地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務 脇寺一郎教育未来創生室長 草場敦子教育センター所長 田中満明教育総務室参事 市川泉教育未来創生室参事 秦名裕子地域教育部参事

4月定例教育委員会会議 議事録

午後3時30分 開会

西川俊孝教育長

ただいまから4月定例教育委員会会議を開催いたします。

本日の会議ですが、福田委員はオンラインで出席をされます。

また飴野委員におかれましては欠席となります。

署名委員に和田委員を指名いたします。

本日の傍聴席の数について事務局から説明をしてください。

落俊哉学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴席設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者数は2 名でございます。

西川俊孝教育長 全委員 本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。 異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可をいたします。傍聴者の入室を許可します。

- 傍聴者入場 -

西川俊孝教育長

議事に先立って、教育長職務代理者を指名したので報告をいたします。

教育長職務代理者の指名につきましては、地方教育行政の組織及び運営に 関する法律第13条第2項により、教育長職務代理者を教育委員会委員のう ちから、教育長があらかじめ指名することになっております。

谷口教育長職務代理者の、教育委員としての任期終了にあたり、安達委員 が教育長職務代理者に就任しましたので、皆様に御報告をいたします。

落俊哉学校教育部次長教育総務室長兼務

恐れ入りますが追加議案を提出させていただきたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御 異議ございませんか。

全委員 西川俊孝教育長 異議なし。

異議なしと認めます。

それでは、議事日程を配布してください。

一 議事日程配布 一

西川俊孝教育長

本日の、日程第6、報告第16号「吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会の委員の委嘱について」は、公表することにより公正な選定に支障を来たす恐れのある案件のため教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会とし、議事運営を効率的に行うため、教育長報告①につきまして、日程第6の案件に先んじて行う議事順序の変更を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

全委員

西川俊孝教育長

異議なし。

異議なしと認め、議案第16号を秘密会とすること、及び、教育長報告① につきまして、日程第6の案件に先んじて行う議事順序の変更をいたします。

それでは傍聴の方に、議案書を配布してください。

- 議案書配布 -

西川俊孝教育長

それでは日程第1、報告第8号「教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

日程第1、報告第8号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」 御説明申し上げます。

本件は、令和4年3月31日付け、4月1日付け及び4月15日付けの人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき専決処分させていただきましたので、御報告を申し上げるものでございます。

まず初めに、3ページをお願いいたします。

3月31日付け人事発令につきましては、大阪府教育委員会へ異動した者 が、合計9名でございます。

続きまして4ページをお願いいたします。

4月1日付けで教育委員会事務局から市長事務部局へ異動した者が、合計 36名でございます。

続きまして6ページから8ページにつきましては、

4月1日付けで市長事務部局から教育委員会事務局へ任命発令された者 が、合計38名でございます。

続きまして9ページから12ページにつきましては、

4月1日付けで教育委員会事務局内におきまして、異動した者が、合計7 1名で、4月15日付で市長事務部局兼任となったものが1名でございま す。

続きまして13ページをお願いいたします。

教育委員会事務局に新規採用された割愛職員は、合計 11 名でございます。 続きまして 14 ページをお願いいたします。

教育委員会事務局に新規に配属された者が12名でございます。

続きまして15ページをお願いいたします。

教育委員会事務局において再任用を更新された者及び新たに再任用された 者が、合計 21 名でございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

この件について、質問・御意見はございませんか。

この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第8号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令に ついて」を承認します。

次に、日程第2、報告第9号「公民館運営審議会委員の解嘱について」を 議題とします。

事務局の説明を求めます。

西川俊孝教育長 西川俊孝教育長 全委員

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

太田美紀まなびの支援課長代理

日程第2、報告第9号、吹田市公民館運営審議会委員の解嘱につきまして 御説明申し上げます。

議案書17ページを御覧いただきたいと存じます。

吹田市公民館運営審議会委員の解嘱につきましては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、令和4年3月31日付けで、臨時に代理しましたので、御報告するものでございます。

被解嘱者は、武田正一様で、学校教育の関係者として委嘱しておりましたが、辞任届が提出されたものでございます。

辞任の理由といたしましては、退職によるためでございます。

また、後任につきましては、5月以降の教育委員会会議にて提案させてい ただきます。

今回の解嘱によりまして、吹田市公民館運営審議会委員の男女別委員数は、男性が5名、女性が2名となっております。

以上簡単な説明でございますが、御承認いただきますよう、お願い申し上 げます。

この件について、質問・御意見はございませんか。

この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第9号「吹田市公民館運営審議会委員の解嘱について」を承認します。

次に、日程第3、報告第10号「吹田市立青少年クリエイティブセンター 運営審議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第3、報告第10号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の12ページをお願いいたします。

吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱につきましては、「吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則」第4条第2項の規定により、令和4年3月31日付けで1名の委員の解嘱について臨時に代理しましたので、御報告するものでございます。

被解嘱者は、由上正幸様で、吹田市立第二中学校を、3月31日をもって 退職され、辞任届が提出されたものです。今回の解嘱により、運営審議会委 員は女性6名、男性7名の13名となります。

以上、簡単な説明ではございますが、御承認いただきますようお願い申し 上げます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。 それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第10号「吹田市立青少年クリエイティブセンター

西川俊孝教育長 西川俊孝教育長 全委員 西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

沖田孝行青少年クリエイティブセンター館長

西川俊孝教育長 西川俊孝教育長 全委員

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

運営費議会の解嘱について」を承認します。

次に、日程第4、報告第11号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱につい て」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

桑名裕子地域教育部参事

日程第4、報告第11号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」御 説明申し上げます。議案書21ページをお願いいたします。

図書館協議会委員の解嘱につきましては、「吹田市教育委員会の権限に属 する事務の教育長に対する委任等に関する規則」第4条第2項の規定によ り、令和4年3月31日付で委員の解嘱について臨時に代理しましたので御 報告するものでございます。

被解嘱者の武田正一様は学校教育の代表として委嘱しておりましたが、令 和4年3月31日付で辞任届が提出されたため、同日付で解嘱するものでご ざいます。理由は退職でございます。

なお、後任の委員につきましては、5月の教育委員会会議にお諮りする予 定でございます。

今回の解嘱に伴います委員構成は、男性4名、女性5名、合計9名でござ います。

以上、簡単な御説明ですが、報告のとおり御承認いただきますよう、よろ しくお願い申し上げます。

この件について、質問・御意見はございませんか。

この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第11号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱につい て」を承認します。

次に、日程第5、議案第15号「教育未来創生計画について」を議題とし ます。

事務局の説明を求めます。

日程第5 議案第15号 教育未来創生計画について御説明いたします。 議案書の25ページをお願いいたします。

1 策定趣旨ですが、変化が激しく予測困難な時代を生きていく子供たち に、変化に対応し未来を切り拓いていく力を育んでいく必要がありますが、 子供を取り巻く環境は、家庭の教育力に格差が生じ、地域の教育力が低下す るなど、昔とは大きく変化しています。学校教育に求められる役割は増大し ていますが、対応する体制や仕組は不十分で、学校現場は余裕がありません。 そのような中、GIGAスクール構想の一人一台端末の整備が前倒しで実現 し、35人学級実現に向けた法改正が行われるなど、学校教育が大きく変わ ろうとしています。

この計画は、教育の転換期をむかえた今、吹田の子供たちに個別最適化さ れた質の高い教育を提供するための道筋を明らかにし、多額の費用を要する 等実施に協議・調整を要する事業について、計画的に実行していくため策定 するものです。

西川俊孝教育長 西川俊孝教育長 全委員 西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

市川泉教育未来創生室参事

次に、2 計画の位置づけですが、「第2期教育振興基本計画 吹田市教育 ビジョン」を上位計画とし、同計画策定後(令和2年度(2020年度)以降) の状況を踏まえた実行計画です。

次に、3 計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間でございます。

次に、4 学校と学校を取り巻く状況についてですが、社会からは、変化が激しく予測困難な時代であっても、力強く未来を切り拓いていく力がある人材の育成が要請されていますが、家庭に目を向けますと、家庭の教育力に格差が生じ、虐待や貧困、ヤングケアラー等、子供だけでなく保護者への支援が必要な家庭が増加している状況があります。

また、地域においては、地域のつながりが希薄化しており、地域による子育てが難しくなっています。こうした状況を背景に、教育に対する期待や要望の多くが学校に向けられるという実態があります。

学校について、受け皿となっている学校の状況はといいますと、困難化・複雑化した子供が有する課題への対応、増加する支援を必要とする子供への対応、新型コロナウイルス感染症への対応など、役割は増大しているものの、学校の基本的な組織や仕組みは従来のままです。組織体制の脆弱性、経験年数の少ない教職員の増加、教員の多忙化・長時間勤務等、教員不足、そうした状況のなかで、教員は疲弊しています。教員が教員の専門性をいかんなく発揮できるよう、また支援を必要とする子供に必要な支援が提供できるよう、その体制と仕組みを整備していく必要があります。

次に、5 目指すゴールですが、私たちが最終的に目指すゴールは、吹田のすべての子供たちに、それぞれの子供に応じた質の高い教育を提供し、自らの頭で考え、様々な人と協働しながら未来を切り拓いていく力を育成することです。

次に、6 達成に向けた考え方について、質の高い教育を支える土台である教育環境を充実させることで、教育の質をさらに向上させます。

次に、7 施策の方向性について、土台である教育環境を2つの方向性で整備していきます。

方向性1は「持続可能な組織体制と仕組の構築」です。

方向性1の柱として、1 熱意と能力のある教職員の確保、2 教職員の学びと育ちを支援する体制の整備、3 教職員が本来業務に集中できる働きやすい環境の整備、児童生徒へのきめ細やかな対応を可能とする組織体制の構築、4 教職員がやりがいを感じる学校とし、施策例として、1 教職員の人事権移譲、2 質の高い研修、独自の育成システム、3 教職員の働き方改革(専門スタッフの活用、教職員配置の工夫、小学校給食費の公会計化・学校徴収金の一括徴収)、4 学校・地域の実態に基づいた特色ある学校運営をあげております。

次に、方向性2は「教育条件の整備」です。方向性2の柱として、1 安心・安全な学習環境の整備、2 学習に必要な設備の整備、3 児童生徒の平等な教育機会の確保とし、施策例として、1 校舎等の大規模改造、屋内

運動場の空調設備整備、2 ICT 環境、学校給食等整備、3 学校規模適正化、教育的ニーズに基づいた支援教育・通級指導の充実をあげております。

次ページ以降にはそれぞれの方向性ごとの施策について実施の目標年度 をお示ししています。

以上、簡単な説明になりますが、御審議賜りますようよろしくお願い申し 上げます。

西川俊孝教育長 和田光代委員

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

この計画案の7番の施策の方向性についてですが、方向性1に示されている施策例の3番、教職員の働き方改革のところで小学校の給食費の公会計化、学校徴収金の一括徴収というのは、今までは教員の方がされていたのですか。

市川泉教育未来創生室参事

実際の事務に関しては学校事務職員の方が主にかかわっているという実態でございます。教員の管理職の方は、お支払いがまだ済んでいない保護者の方にお話をしたりする等、保護者対応を担われております。これらが、教職員の働き方改革において、どのような位置づけになるかというところですが、学校事務職員の方がやっている事務を、一部教育委員会が担うことにより、学校事務員が教職員の業務の一部を担えるのではないかと思っております。

和田光代委員

次に、教職員の配置の工夫と書かれていますが、どのような工夫を考えて おられますか。

市川泉教育未来創生室参事

これから考えていかないといけないところではあると思いますが、府の制度である少人数指導加配を活用した工夫が挙げられます。

少人数指導加配は、算数など少ない人数で指導が受けられるように教員が加配されていますが、クラス担任をその教員にやってもらうことによって、少人数学級を実現していくことも可能です。そのような配置の仕方といったところを、学校の状況を鑑みながら、検討・工夫していかなければならないと考えております。

和田光代委員

教職員が集中して働きやすい環境を作ることを目的として、このような工夫・改革が進められていると思いますが、教員が高いモチベーションを維持・継続していくためには、より一層、環境整備が重要になってくるのではと考えております。議案書26ページの今後検討していく事項に、教職員のさらなる働き方改革、働く環境の改善と書かれていますが、現段階での検討事項があれば教えていただきたいです。

市川泉教育未来創生室参事

この4月に、教職員のさらなる働き方改革、働く環境の改善について取り組んでいく部署が新たに出来たところです。私たちは、教育委員会の中だけで考えるのではなく、教職員の方々が現場で必要と感じていることを実現していきたいと強く思っております。教育委員会の中に所属する学校で働かれていた経験のある方や、現場で働かれている方に話を聞き、検討していきたいと思っております。今現段階で取り組んでいることはありませんが、ヒアリングを重視し、実効性のあるものを目指していきたいと考えております。

これは資料の文章についての意見ですが、25のページの1策定趣旨の第

安達友基子教育長職務代理者

2段落記載箇所に「こうした社会の変化に対応できる力を育むため、教育も変化していく必要があります」という記載について、社会の変化は記載のとおりかと思いますが、教育に関しては、必ずしも社会の変化に合わせて変化することが良いとは限りませんので、変化という文言ではなく、対応等、適切な文言に検討しなおす余地はないでしょうか。

また、4学校と学校を取り巻く状況の子供が有する課題の複雑化・困難化の文言について、課題が複雑化・困難化しているのは、子供自体が有している課題だけではなく、その背景等も含まれると思いますので、その点も配慮した記載に変えていただいた方が良いのではないかと考えております。御検討いただけますでしょうか。

市川泉教育未来創生室参事

おっしゃる通り、誤解を招きかねない表現かと思いますので、これらの文章については再検討させていただければと存じます。

西川俊孝教育長

同様の意見は今日欠席の飴野委員からもいただいております。

同様の趣旨ですので、誤解のないように、市民の皆さんに分かりやすいよう に、変更可能ということでよろしいですか。

市川泉教育未来創生室参事福田知弘委員

はい。

本年2月の総合教育会議で、教育未来創生計画のドラフトが初めて出てきて、そのときもいろいろと御意見差し上げたと思いますが、比較的大きくアップグレード、具体的になっていると思っております。

25ページ6番の達成の考え方の中で個別最適化されたという話があります。個別最適化とは結構聞こえの良い言葉ではあるものの、かなり難しい案件かと思います。その中で、組織体制の仕組・教育条件が充実されているように書かれているのですが、その充実された内容というのが、その下に書かれている「施策の方向性」に表されていると、網羅されて書かれていると、そのように考えてよろしいでしょうか。

市川泉教育未来創生室参事

方向性について、これで網羅できているわけではなく施策例に関しましても、これから考えていかなければならない課題が多いかと思っております。これらが全てではなく、今後どのような施策を行っていくかというところについては、現場の声を聞きながら、追加すべきものは追加していけるよう、今後随時判断していくつもりです。

西川俊孝教育長

これらが全てというわけではなく、追加すべきところは現場の声も聞きながら追加していくということなのですが、いかがでしょうか。

福田知弘委員 西川俊孝教育長 福田知弘委員 分かりました。

それでは、この件についてほかに、質問・御意見はございませんか。

もう1点あります。26ページのここからの方向性という項目について、 目標実施年を設定することは、プロジェクトを進めていく上ではすごく有効 だと思うのですが、1番目の教職員の人事権の移譲についてのみ、実施年が 書かれておりません。これは何か理由があるのでしょうか。

西川俊孝教育長

目標の実施年、未記入ですね。これについてお願いします。

はい。教職員の人事権の移譲につきましては、吹田市がやりますと掲げたからといって必ずしもそうなる訳ではございません。大阪府の権限を吹田市

市川泉教育未来創生室参事

に移譲するということになりますので、大阪府の特例条例を議会で認めていただく必要があります。このように相手方もあることですので、実施年の記載は控えておりますが、環境が整えば速やかに実施したいと考えております。以上です。

安達友基子教育長職務代理者

2点質問させていただきます。1点目が、26ページの柱3・4の項目の中に、学校教育情報通信ネットワーク再構築という記載があるのですが、何をどのように再構築される予定なのか、また、それがどのように教職員の方々へ繋がっていくのか御説明いただけますでしょうか。

草場敦子教育センター所長

学校教育情報通信ネットワーク再構築の方向性は、教職員の働き方の観点から、事務処理にかかる時間を削減して、子供と向き合う時間や教材研究に費やす時間を増加させることを、大きな目的としています。

具体的に言いますと、各システムの様々なデータを連携させて、一元化を行い、現在ある統合型校務支援システム、これはすでにあるものなのですけれども、それをさらに進化させた形になる予定です。あと、現在はネットワークで校務系と学習系とに分かれておりまして、セキュリティーを更に強化するために、教職員1人あたり、校務用と授業研修用の端末2台持ちになります。校務用の端末は、教室で使用できなかったのですが、教室での使用が可能となりますので,例えば、今までは、放課後にテストの採点を教室で行った場合、それを教務必携にデータを記載して職員室で入力していましたが、今後はその場で入力できるようになります。あとは、教室で会議が行える、懇談会の時、子供たちの出席状況を見ながら対面でお話しできる等、活用の場は広がり、教職員の負担軽減にも繋がります。

さらに、出席・遅刻について、今までは、保護者から電話連絡を受け、その都度、教頭が各教室に走っている状態でしたが、今後は、保護者から、スマートフォンやパソコン等のアプリを介して連絡が入り、その連絡内容が端末に反映されることになります。

また、教職員人事出退勤管理システムを入れ替えます。また新たに学校徴収金システムを導入して、この支援システムと連携させます。現在は別々にデータがありますが、連携させることで、事務的な負担の軽減、精神的な負担の軽減もできるため、働き方改革に繋がると考えています。以上です。

安達友基子教育長職務代理者

以前からこの会議で話題になっていたとおり、各クラスの児童数が過密なので、35人にしていくという流れがあるかと思います。この件は、今回のこの計画の中にも、どこかに出てくるのか、また、もし出てくる場合、どれくらいのスピード感での話になっているのかを、御説明していただきたいと思います。

市川泉教育未来創生室参事

小学校の35人学級については、法改正も行われましたので法律を遵守 し、順次実施していくことになると思います。以上です。

脇寺一郎教育未来創生室長

小学校の35人学級に伴い、学級数がかなり膨れ上がるため、教室を増築 するのかといった問題が出てきます。

一方で、グラウンドを潰してまで教室を増築するのかといった課題もございます。子供たちの教育環境に著しい影響を及ぼすことから、グラウンドを

潰してまで教室を増築することは良くないと考えます。

教育委員会としては、子供たちにより良い教育環境を作ることを目標に、 学校の通学児の見直し等について、しっかり取り組んでいかなければなりません。議案書で申し上げます27ページの方向性2の3児童生徒の平等な教育機会の確保学校校区適正化に向け、我々は今後取り組んでいきたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

谷池雅子委員

私からは25ページ6番の達成の考え方について質問がございます。

主に今回は、土台である教育環境の整備というのにフォーカスがあたっているというふうに私は理解しました。究極の目標は、やはり、個別最適化された教育であると思うので、それが具体的にどんなものになるかというプランニング無しに、土台を適正化することは難しいのではないかと考えています。

よって、どういう形で適正化していくかにつきまして、早い段階から検討 していくべきではないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

草場敦子教育センター所長

教育センターは教職員研修を担っていますので、その側面から、教育センターの方からお答えさせていただきます。

教職員に求められている資質能力は、学習指導と生徒指導の大きな2本柱となっています。そこへさらに、個別最適な教育をするため、特別な配慮支援を必要とする子供への対応を学ぶという、もう1つの大きな柱と、子供たちへの様々な教育データを見取る力も必要とされています。この2つが、この学習指導と生徒指導を支える力として今大きく示されておりますので、個別最適な教育を培うためには、特別な配慮・支援を必要とする子供への対応を学ぶことと、ICTのデータをいかに読み取るかというところを、教職員の研修の中では、令和4年度の研修から、先を見越して盛り込むように計画しているところでございます。

山下栄治学校教育部長

少し補足をいたしますと、先ほど御指摘のありました25ページの4番の学校と学校を取り巻く状況、そこでも子供が有する課題の複雑化との文言がございます。この子供が有する課題の複雑化というところに、個別に追っていかなくてはならない背景がございます。

そのため、26ページの今後検討していく事項に記載されているスクール ソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの拡充、福祉職や心理職の配置、 専門スタッフのさらなる活用の検討によって、背景を個別にあたり、指導面 以外のところでも、個別最適化を確立していく必要があるのではないかと考 えております。

谷池雅子委員

お話を伺い、かなり人数を増やさないといけないと思うので、この点も計画に盛り込まないといけないと思いました。また、一人1台のパソコンタブレット整備や ICT 環境の整備について議案書に書かれていると思うのですが、もう少し ICT 利用を学校教育に盛り込まれたらどうかと考えております。その余地はないのでしょうか。福田委員にお伺いすべきでしょうか。

福田知弘委員

書くべきことはいっぱいあるため、全体のバランスを考慮しながら作成されていると思うのですが、例えば、それぞれの項目の中に、谷池委員のおっ

しゃられたように、ICT 利用を前提としたものが含まれているべきだと思います。質の高い研修という中で、昔でいうところのピアノが弾けるというように当然のこととして、プログラミングを教える、または、プログラミングをある程度サポートできる等、そのような要素が研修内容に入ってくるべきだと思います。それをどこまで書き込むかということに関しては、検討が必要かもしれません。

西川俊孝教育長

先ほど市川参事の方からも、現場のヒアリングを行い、具体的に進めていくという話がありました。その中で、しっかりと決まりましたら、こういった場でも話に出していくというようなことでよろしいですか。

この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、先ほど、文言等御指摘いただいた箇所につきましては、今後修正させていただき、大きな主旨・流れは変えず、私の方で臨時代理として進め、次の教育委員会にて報告という手順を踏ませていただいてもよろしいでしょうか。

では、この件を承認することに御異議ございませんか。 異議なし。

それでは、この件についての取り扱いにつきましては、私の方で臨時代理 として対応を行い、次回報告させていただきます。

次に、日程第1 「教育長報告」を議題とします。 新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

事務局の説明を求めます。

まずは学校教育部からの説明です。

私より追加議事日程第1、教育長報告 新型コロナウイルス感染症への対応について、御報告申し上げます。まずは学校教育部より御報告をいたします。

議案書、1ページを御覧ください。本年3月19日から4月15日までに、 小中学校において確認された新規感染者は、小学校児童508名、中学校生 徒79名。教職員17名の合計604名、臨時休業数は、学級閉鎖が小学校 1校2学級、中学校はございませんでした。

各校におきましては、現時点においては対応期間を4月11日から4月24日までとし、マスクの着用、手洗い、換気、教職員のワクチン接種等の基本的な感染防止対策を徹底しながら教育活動を実施しております。授業につきましては、長時間近距離で対面形式となる教科活動等や、近距離で一斉に大きな声で話すなど、感染リスクの高い活動は行いません。学校行事、校外学習、宿泊行事につきましては、感染リスクの高い活動を避け、感染防止対策を徹底した上で実施します。課外クラブ・部活動につきましては、活動場所の換気の徹底などの対策を講じた上で、感染拡大予防ガイドラインを遵守して実施をしております。以上でございます。

続いて、地域教育部からの説明を求めます。

議案書2ページ、留守家庭児童育成室の感染状況について御説明いたします。感染状況、感染者数でございますけれども、令和4年3月19日から令

西川俊孝教育長 全委員

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

荒木大輔学校教育室参事

西川俊孝教育長

堀哲郎地域教育部次長 放課後子ども育成室長兼務 和4年の4月15日までの間、児童は177名、指導員補助につきましては 10名でございます。臨時休室を行った数につきましては、育成室全体で8 休室でございます。

感染症対策につきまして、年度初めでもございますので、育成室における 感染対策の考え方につきまして、改めて御説明をいたします。

1番目、新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの改訂版を作っておりますので、これに基づく感染症対策を実施しております。具体的には、30分2回程度の空気の入れ替え、飛沫、ウイルスの拡散防止のための不織布製マスクの着用、室内におけるマスク着用におきまして、きちんと鼻まで覆ってマスクをつけることのコントロールを児童が自分でできるように指導を行うこと、次に児童と指導員が密着する場面がないように距離をとる保育を工夫すること、育成室ではおやつを子供たちに食べさせておりますので、配膳時にはビニール手袋を着用して、子供たちが自らの手で直接配膳途中のものに触れることのないよう徹底してございます。

2番目につきましては職員の健康管理について、37度以上ある場合には、出勤の自粛をさせてございます。

3番目につきましては子供たちが体調不良であるような場合の保護者からの連絡について、適宜対応しております

4番目につきましてはして、基本的な育成室の休室の考え方と致しまして、感染リスクの高い活動を行っているというところでございますので、陽性者が出た場合は、育成室の状況を見て、3日程度の臨時休室を行う取り扱いを継続しています。ただ、明らかに濃厚接触でないという場合については休室を行わないということで対応しているところでございます。以上です。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

御意見がないようですので、教育長報告を終わります。

次の議案第16号につきましてはすでに秘密会としておりますので恐れ 入りますが、傍聴の方は退室をお願いいたします。

— 秘密会 —

ここで、秘密会を解きます。

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、4 月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後4時35分

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長 西川俊孝教育長